

茅ヶ崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月12日策定

令和6年3月12日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

構成員は管理職、豊かな心の育成委員会、担任、児童支援専任教諭。必要に応じて、教務主任、養護教諭、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

〈未然防止〉

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取り組みを行う。全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

〈早期発見・早期対応〉

①いじめの相談窓口は担任又は児童支援専任とする。

②いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

③いじめ(疑いを含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴き取り調査やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。また、いじめではないと判断をした場合でも複数の教員で事案に対応する。

④いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

〈取組の検証〉

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実施を含む)

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

- ・「わかった」「できた」と思えるような授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を展開する。
- ・授業や行事の中で子ども一人ひとりが達成感をもてる場面を設定する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、子ども同士の友人関係、集団づくり、社会性の育成を図る。
- ・人権教育や道徳教育の推進を行う。

○いじめの早期発見

- ・学校生活アンケート、いじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・アンケート後の教育相談、面談の実施
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・教職員の見守り体制づくり(情報の共有)

○いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定と記録
- ・関係児童及び保護者への支援と児童の状態に合わせた継続的なケア
- ・当該児童及び保護者への再発防止に向けた指導や支援
- ・保護者の協力、警察等、関係機関・専門機関との連携

○いじめの解消

〈いじめ解消の要件〉

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○教職員等への研修

横浜プログラムを活用した研修 Y-P アセスメント研修、Zuzie 研修

教育委員会等が主催する児童生徒理解研修や人権教育、道徳教育等の専門性を高める研修への参加

○学校運営協議会等の活用

中学校区学校・家庭・地域連絡協議会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。

○取組の年間計画

月	取組内容	
	教職員に関すること	学校・地域に関すること
4月	年間計画と重点指導内容等の確認・引継ぎ・児童理解研修	入学式、懇談会等で基本方針説明、地域訪問、個人面談
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)	個人面談、学校説明会 学校運営協議会
6月	人権目標設定 Y-P アセスメント実施① SOS の出し方教室	
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 教育相談 校内研修	学・家・地連絡会
8月	横浜子ども会議(区ブロックでの話し合い)	
9月	人権に関する授業参観	個人面談
10月	学校生活アンケート	学校運営協議会
11月	Y-P アセスメント実施②	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート・教育相談)	個人面談(希望者) 学校運営協議会
1月		
2月		学・家・地連絡会、
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	学校運営協議会
年間	いじめ防止対策委員会(毎月・随時)、教育相談	あいさつ隊

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。